

議案第130号

常総市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の件について、常総市議会会議規則第14条第2項の規定により次のとおり提出する。

令和3年12月10日 提出

提出者 議会運営委員長 倉 持 守

提案理由

本案は、ペーパーレス会議システムを導入するうえで必要な情報通信端末機器を会議において使用できる規定を追加するため、これを提出する。

常総市議会規則第 号

常総市議会会議規則の一部を改正する規則

常総市議会会議規則（昭和42年水海道市議会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第152条第1項中「外とう、襟巻き」を「コート、マフラー」に改め、同項ただし書中「病気」を「傷病、身体の障がい」に改め、「議長」の次に「又は委員長」を加え、同条第2項中「、その他の電子機器等を持ち込み使用してはならない」を「その他の電子機器等（議長が指定するタブレット端末及びパーソナルコンピュータ（以下「情報通信端末機器」という。）を除く。）を持ち込んではない」に改め、同項ただし書中「議長」の次に「又は委員長」を加える。

第157条の次に次の1条を加える。

（情報通信端末機器の使用）

第157条の2 議員は、情報通信端末機器を会議において使用することができる。

2 前項の規定は、市長その他の関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。